

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年5月9日
【会社名】	第一交通産業株式会社
【英訳名】	DAIICHI KOUTSU SANGYO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 亮一郎
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
【電話番号】	093(511)8840
【事務連絡者氏名】	専務取締役 垂水 繁幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
【電話番号】	093(511)8840
【事務連絡者氏名】	専務取締役 垂水 繁幸
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

第一交通産業株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成28年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社第一ゼネラルサービス（以下「第一ゼネラルサービス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成28年3月31日現在）

商号	株式会社第一ゼネラルサービス
本店の所在地	福岡県福岡市博多区東比恵二丁目17番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉田 邦宏
資本金の額	585百万円
純資産の額	（連結）6,190百万円 （単体）5,474百万円
総資産の額	（連結）20,935百万円 （単体）18,824百万円
事業の内容	事業者向け貸金業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

事業年度	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	5,103	3,108	6,368
営業利益	919	982	1,100
経常利益	922	1,061	1,102
当期純利益	544	600	619

（単体）

（単位：百万円）

事業年度	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	1,666	2,237	1,706
営業利益	578	937	685
経常利益	580	1,015	685
当期純利益	356	573	379

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成28年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
第一交通産業(株)	69.93
(株)西日本シティ銀行	4.99
(株)福岡銀行	4.66
第一生命保険(株)	3.49
東京海上日動火災保険(株)	3.49
(株)九州リースサービス	3.33
(株)北九州銀行	2.33
(株)豊和銀行	2.33
(株)親和銀行	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	0.67

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、第一ゼネラルサービスの普通株式2,101,400株（発行済普通株式総数の69.93%）を保有しております。
人的関係	第一ゼネラルサービスの取締役5名のうち、2名は当社の取締役です。また、当社の従業員1名が、第一ゼネラルサービスの取締役に就任しております。加えて、当社の監査役1名及び従業員1名が、第一ゼネラルサービスの監査役に就任しております。
取引関係	当社は第一ゼネラルサービスへ事務所を賃貸しております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、不動産分譲事業、不動産賃貸事業及び不動産関連に特化した金融事業をグループの成長事業と位置付けています。これら不動産関連事業について、機動的な意思決定及び事業展開を加速し、一層の企業価値向上を実現するため、当社を完全親会社、金融事業を構成する第一ゼネラルサービスを完全子会社とする本株式交換を実施することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、第一ゼネラルサービスを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会による承認を得ることなく行います。第一ゼネラルサービスについては、平成28年5月27日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得た上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

ア．株式の割当比率

第一ゼネラルサービス普通株式1株に対して、当社普通株式1.08株（予定）を割当て交付します。ただし、当社が保有する第一ゼネラルサービス普通株式2,101,400株については、本株式交換による割当ては行いません。

イ．本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式975,888株（予定）を当社が第一ゼネラルサービスの発行済株式の全部（ただし、当社が保有する第一ゼネラルサービスの普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の第一ゼネラルサービスの株主（ただし、当社を除きます。）に対して割当て交付しますが、割当て交付する当社普通株式は保有する自己株式（平成28年3月31日現在：3,562,502株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

また、第一ゼネラルサービスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、第一ゼネラルサービスが保有する自己株式及び第一ゼネラルサービスが基準時の直前時までに保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって第一ゼネラルサービスが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定であり、第一ゼネラルサービスが基準時までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

ウ．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ・ 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。
- ・ 単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)：会社法第194条第1項の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

その他の株式交換契約の内容

当社が第一ゼネラルサービスとの間で平成28年5月9日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書（写）

第一交通産業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社第一ゼネラルサービス（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲 商号：第一交通産業株式会社
住所：福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
- 乙 商号：株式会社第一ゼネラルサービス
住所：福岡県福岡市博多区東比恵二丁目17番15号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- (1) 甲は、本株式交換に際して、甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の普通株式を有する株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に1.08を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
 - (2) 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の本割当対象株主に対し、乙の普通株式に代えて、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.08株の割合をもって割り当て交付する。
2. 前項の規定に従い割り当て交付した結果、甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年7月1日とする。但し、本効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認株主総会）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
- 乙は、平成28年5月末までに臨時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、上記期限は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

- 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。
- 甲は、平成28年3月31日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金21円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 乙は、平成28年3月31日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第8条（乙による自己株式の消却）

乙は、乙が基準時の直前の時点において有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点をもって消却する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発生日の前日までに本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (3) 本契約第10条の規定に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換について必要な関係官庁等の承認が得られなかった場合

第10条（本契約の変更及び解除等）

1. 本契約締結後から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第11条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月9日

甲： 福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
第一交通産業株式会社
代表取締役社長 田中 亮一郎

乙： 福岡県福岡市博多区東比恵二丁目17番15号
株式会社第一ゼネラルサービス
代表取締役社長 吉田 邦宏

（株式交換契約書は以上）

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠および理由

上記2（3）アに記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社及び第一ゼネラルサービスは当社及び第一ゼネラルサービスの双方から独立した第三者算定機関に、それぞれ株式交換比率の算定を依頼しました。当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を第三者算定機関として選定しております。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に株式交換比率を慎重に検討し、当事者間で協議・交渉を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。なお、本株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

算定機関との関係

当社及び第一ゼネラルサービスがそれぞれ算定を依頼した第三者算定機関は、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

野村證券は、当社の普通株式については、当社の普通株式が福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、市場株価平均法については、平成28年5月6日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値平均値を採用いたしました。非上場会社である第一ゼネラルサービスの普通株式については、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法及びDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、野村證券が算定の基礎として用いた当社及び第一ゼネラルサービスの将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	第一交通産業株式会社
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 亮一郎
資本金の額	2,027百万円
純資産の額	(連結)現時点では確定しておりません。
	(単体)現時点では確定しておりません。
総資産の額	(連結)現時点では確定しておりません。
	(単体)現時点では確定しておりません。
事業の内容	陸運業及び不動産事業、他

以 上